

首都圏若者サポートネットワーク

# 若者おうえん基金

第4回助成 募集要項

伴走支援枠

## 1. 目的

社会的養護の下に暮らす(暮らした)方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれている若者が自分らしく生きるための支援を伴走者と共におこなう。

## 2. 対象

社会的養護の下に暮らす(暮らした)方をはじめ、社会生活が困難な状況に置かれている若者への支援を、東京都、埼玉県、神奈川県内でおこなう「伴走者」。

※伴走支援の対象者がAさん、Bさんというように特定されている必要があります。

※制度外事業を優先することがあります。

※東京都、埼玉県、神奈川県に居住する当事者への支援を優先することがあります。

※以下のいずれにも該当しない団体であることを誓約いただきます。

- ・ 個人的な活動や趣味的なサークルなどの団体
- ・ 政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・ 反社会的勢力と関係のある団体

## 3. 助成内容

- ・ 子ども・若者たちに寄り添う伴走者の経費の補助（上限150万円）
- ・ 複数人の支援も可
- ・ 過去の採択団体の助成金使途例

人件費(※対象者への伴走支援に限定)、専門家謝金、飲食費、消耗品費、会場費、印刷製本費、通信運搬費、交通宿泊費、引っ越し費用、家賃(初期費用含む)、資格取得費用(学費等)、診察費、入院費、生活費、その他

## 4. 募集期間

2021年9月1日(水)～11月30日(火)

## 5. 助成金応募の流れ

- ① 以下の首都圏若者サポートネットワークHP内にあるエントリーフォームからメールアドレスを登録。  
<https://www.wakamono-support.net/application/>
- ② 登録したアドレスに送られるメールから申請書類をダウンロードし必要事項をご入力ください。
- ③ 申請書と必要書類を添付してメールにて首都圏若者サポートネットワーク事務局宛に送付をお願いします。

【首都圏若者サポートネットワーク事務局】[info@wakamono-support.net](mailto:info@wakamono-support.net)

※事業報告書等の書類がある方は直近のものを一緒に添付してご送付ください。

※押印は不要です。

## 6. 選考方法

【一次審査】書類選考(12月)

【二次審査】面接(1月を予定)

選考委員が寄り添い、必要性、信頼性、妥当性の評価基準で評価し、その点数を踏まえて、選考委員の合議の上、理事会で決定します。

※寄り添い:当事者に寄り添いながら信頼関係を築いていく姿勢があるか、当事者の意志を尊重しながら自己実現の方法を一緒に探索していく姿勢があるか

## 7. 助成の決定

2022年2月上旬頃を予定。決定後、メールにてご連絡いたします。

## 8. お問い合わせ先

首都圏若者サポートネットワーク事務局（担当：池本、小田川、小山田、岡部）

【メールアドレス】info@wakamono-support.net

【電話番号】03-6450-1820

## 8. 誓約内容、遵守事項について

○誓約が必要な内容(誓約フォームを送付していただきます。)

若者おうえん基金助成活動を行うものは、次のことを誓約しなければならない。

1. 若者おうえん基金助成申請書および添付書類に、虚偽がないこと
2. 若者おうえん基金助成交付決定通知に係る交付決定の内容及び、これに付された条件に従い助成対象活動を実施すること
3. 申請した際の助成対象活動に対し、変更の可能性が生じた場合、速やかに貴会に報告すること
4. 助成対象活動実施期間終了後に提出する、助成活動完了報告書に基づき、交付された助成金が過大であった場合には過大金額を返還すること
5. 完了報告後助成金を活用し購入した物品を売却する場合は、速やかに貴会に報告すること
6. 貴会が実施する助成対象活動への調査・研究活動については可能な限り協力すること
7. 貴会が実施する寄付者に対する報告会等については可能な限り協力すること
8. その他、若者おうえん基金助成対象活動の実施に関し、貴会からの指示などについてはこれに従うこと

○遵守事項(交付決定通知に記載予定)

若者おうえん基金助成活動を行うものは、次のことを遵守しなければならない。

1. 助成募集要項に定めるところに従うほか、交付決定通知書に記載された事項に従い、善良なる管理者の注意をもって、この助成活動を遂行すること
2. 助成金を若者おうえん基金助成対象活動以外の用途に使用しないこと
3. 若者おうえん基金助成対象活動に関する経理は、他の経理と区分し、所要の帳簿を備え整理すること
4. 申請者、団体名、住所等の連絡先、連絡担当者、申請活動等に変更が生じた場合には、直ちに事務局まで届け出ること
5. その他、若者おうえん基金対象活動の実施に関し、当会からの協力依頼などについては可能な範囲でこれに従うこと
6. 事業終了後、1か月以内に活動報告書を提出すること。ただし、2023年3月31日までに事業が終了しない場合は速やかに中間報告書の提出を行うこと

○注意事項

※この助成金に充てられる経費は、全て、証憑(領収書・振込明細書・レシート等)が必要となります。

※助成金の振込先口座名義が法人名義ではない場合、法人を証明する書類等の提出をお願いする場合があります。

※申請書類の作成等選考に要する費用、および本助成金事業の採択までに要する全ての費用については、各申請団体の負担となります。

※審査の結果、助成金が採択されなかったことによる一切の損害については、当会が責任を負うものではありません。

※採択団体の決定後、採択団体の名称、助成事業の概要、助成金額をWebサイト等で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、採択団体や支援対象者の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。